

## 港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、条例で定めることとされた新たな取得形態の部分休業の承認に係る条件等を定めるものです。

## 【条例改正の背景】

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、地方公務員の部分休業※制度の拡充として、部分休業に新たな取得形態が追加され、その承認に係る条件等については、条例で定めるところによることとされました。

これに伴い、職員に対する新たな取得形態の部分休業の承認に係る条件等を定めるため、条例を改正します。

※現行の部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が1日につき2時間を超えない範囲内において取得することができます。

## 【条例改正の内容】

- ①1年につき77時間30分（10日相当）の範囲内で部分休業を取得することができることとします（非常勤職員については、勤務日1日当たりの正規の勤務時間数に10を乗じた時間の範囲内とします。）。
- ②子育て部分休暇※を取得している職員については、新たな取得形態の部分休業の取得を承認することができないこととします。
- ③その他規定の整備

※子育て部分休暇とは、小学校に就学している子を養育する職員が、1日につき2時間を超えない範囲で取得することができる休暇制度をいいます。

## 【施行期日】

令和7年10月1日